広島県病院事業管理規程第二号

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

半成二十七年四月一日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程

うに改正する。 広島県病院事業組織規程 (平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号)の一部を次のよ

」に改め、 談・がん相談室」を「入退院支援室」に、「地域医療支援センター」を「へき地医療支援室 第七条の表県立広島病院の項中「地域連携・社会相談室」を「地域連携室」に、 を「看護部」に改める。 同表県立安芸津病院の項中「整形外科」の下に「、 緩和ケア科」を加え、 「総合相 「看護

に改める。 び看護科以外の各科」を「臨床検査科及び薬剤科以外の各科」 第八条中「地域医療支援センター」 を「へき地医療支援室」 に、 に、 「看護科」を「看護部」 「臨床検査科、 薬剤科及

師長の項中「及び看護科」を削り、 緩和ケア室」を「、 項中「及び看護科」を削る。 任部長の項中「及び看護科を除く。 び看護科」を削り、 同表部長の項中「及び看護科」を削り、 別表第二号の表センター長の項中「(地域医療支援センターを除く。 り、同表主任看護専門員の項中 同表副看護師長の項を削り、)」を削り、 同表室長の項中「、 地域連携室、入退院支援室、 同表看護専門員の項中 同表看護師長の項中「及び看護科」を削り、 同表主任医療技術専門員の項中「(看護科を除く。)」 地域医療支援センター」を「を除く。 同表総看護師長の項を削り、 看護科」を削り、 地域連携・社会相談室、総合相談・がん相談室及び 緩和ケア支援室及びへき地医療支援室」に 看護科」 同表医療技術専門員の項中「(看 を削り、 同表副部長の項中「及)」を削り、 同表医長及び医員の)」に改め、 同表副看護 同表主

加

この規程は、公布の日から施行する。